

平成29年度決算の概要

平成29年度における熊本市の一般会計決算は、歳入が4,149億円（前年度比プラス471億円）、歳出が4,027億円（前年度比プラス454億円）となり、いずれも過去最高額となりました。

歳入と歳出を単純に差し引くと122億円の黒字の計算になりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が64億円あり、差し引いて考えると、実質収支58億円の黒字となりました。この黒字は、平成30年度に繰り越され、歳入の一部となります。

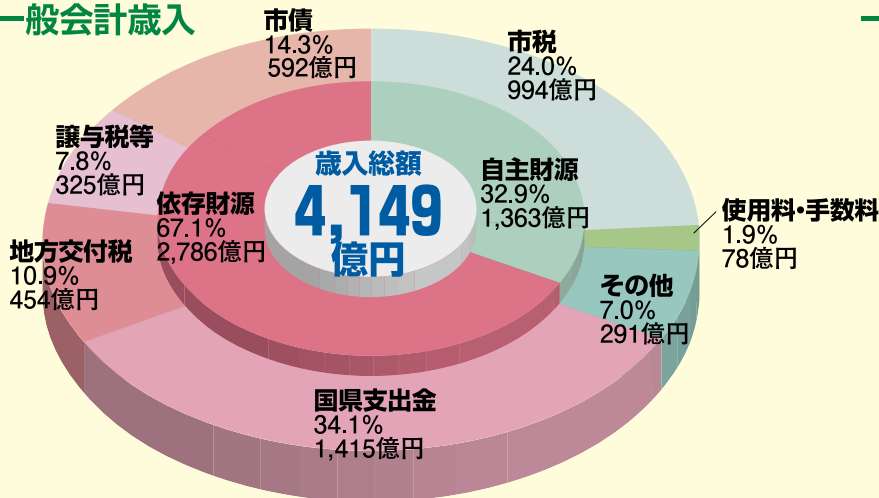
〈一般会計・特別会計〉

会計名	収入総額	支出総額	収入支出差引額
一般会計	4,149億439万円	4,027億2,459万円	121億7,980万円
特別会計	2,193億3,427万円	2,188億5,266万円	4億8,161万円
合計	6,342億3,866万円	6,215億7,725万円	126億6,141万円

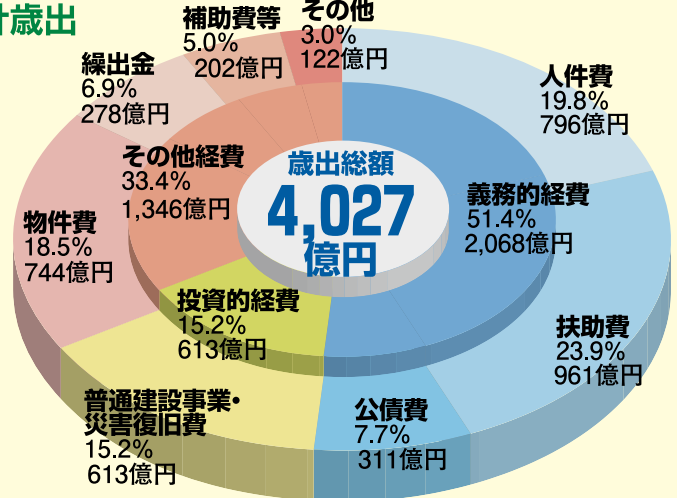
〈企業会計〉

会計名	収入総額	支出総額	収入支出差引額
病院事業会計	71億3,911万円	110億6,975万円	△39億3,064万円
水道事業会計	133億8,837万円	107億8,186万円	26億651万円
下水道事業会計	208億7,188万円	188億5,570万円	20億1,618万円
工業用水道事業会計	618万円	479万円	139万円
交通事業会計	22億9,810万円	20億4,035万円	2億5,775万円
企業会計合計	437億364万円	427億5,245万円	9億5,119万円

一般会計歳入



一般会計歳出



主な議案の概要

平成30年度熊本市一般会計補正予算

通常分の主な内容

- 大阪府北部地震災害支援経費474万円
- 平成30年7月豪雨災害支援経費3,009万円
- 市有施設ブロック塀対応経費1,668万円
- 民有施設ブロック塀調査等経費8,000万円
- 学校施設ブロック塀対応経費4億6,810万円
- 区役所窓口サービス向上経費598万円
- 火の君文化ホール管理運営経費220万円
- 老人福祉施設等スプリンクラー等助成1億7,614万円
- 児童扶養手当システム改修経費2,630万円
- 「COOL CHOICE CITYくまもと」啓発推進事業933万円
- 倒木処理経費100万円
- 農地等災害復旧経費8,470万円
- 道路災害復旧経費3,500万円

熊本地震関連分の内容

- 生活再建困難者支援経費1,000万円
- 災害弔慰金等支給経費1,250万円
- 観光施設等wi-fi環境整備経費1,121万円
- 熊本城災害復旧経費3億3,300万円
- 災害公営住宅整備事業9,780万円

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第102号）の施行等に伴い、養護老人ホームに係る基準を見直すため。

改正内容

1. サテライト型養護老人ホームの本体施設に養護老人ホームを追加
2. サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置の基準の見直し
3. 外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置の基準の見直し
4. その他規定の整備

施行日 改正内容1,2及び3→平成30年10月1日 改正内容4→公布の日

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について

改正理由

障害者福祉センター希望荘の休館日を変更するため。

改正内容

年末年始の休館日を変更
変更前:12月28日から翌年1月4日まで→変更後:12月29日から翌年1月3日まで

施行日

平成31年4月1日

熊本市地下水保全条例の一部改正について

改正理由

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染を防止するための家畜排せつ物の適正な処理に係る業務等を定めるため。

改正内容

1. 市長が指定する区域の畜舎から発生する乳牛又は肉用牛の排せつ物の適正な処理に係る義務規定の新設
2. 1の義務に違反した場合における勧告、命令及び氏名等の公表に係る規定の新設
3. その他規定の整備

施行日

熊本市東部堆肥センター条例(平成29年条例第41号)の施行の日

熊本市東部堆肥センター条例の一部改正について

改正理由

東部堆肥センターの附属設備に関する使用料を定める等のため。

改正内容

1. 堆肥の散布のための機器に係る使用料の追加

区分		使用料
1時間までごとに		3,000円
半日	午前9時から午後0時45分まで	9,000円
	午後1時15分から午後5時まで	9,000円
1日	午前9時から午後5時まで	18,000円

2. 東部堆肥センターの事業及び指定管理者の業務に関する規定の整備等

施行日 公布の日